

京都府入札制度等検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 京都府公共調達検討委員会の提言の目指すべき方向性に沿い、制度改革の評価、検証結果を踏まえ、今後、府が実施していくべき改善方策等について意見を聴くため、京都府入札制度等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 府の入札制度等に係る評価、検証に関すること。
- (2) 入札制度等の改善に関すること。

(委員の要件等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札制度等について意見を述べ、検討を行うことができる学識経験等を有する者とする。

- 2 委員の人数は、7人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会の議事については、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その役割に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、京都府総務部入札課が処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。